

第1回 中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化  
計画策定検討委員会 次第

日時：令和7年12月18日（木）19時から  
会場：中川村基幹集落センター集会室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員の委嘱等

4 委員会の目的

5 正副委員長の選出

6 審議事項等

(1) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要 【資料1】

(2) 策定等のスケジュール 【資料2】

(3) 中川村都市構造に関する住民アンケート調査結果の概要 【資料3】

7 その他

8 閉 会

中川村都市計画マスタートップラン改定及び中川村立地適正化計画策定検討委員会 名簿

○任期 令和7年12月18日から令和9年3月31日まで

団体名等 (50音順)	役職	氏名	備考
1 一般公募	一般公募	大池 達也	
		米山 永子	
3 学識経験者	松本大学総合経営学部観光 ホスピタリティ学科教授	白戸 洋	委員長
4 中川村議会	総務経済委員長	松村 利宏	
5 中川村教育委員会	教育委員	桃澤 孝之	
6 中川村社会福祉協議会	会長	松村 隆一	
7 中川村商工会	会長	宮下 進吾	副委員長
8 中川村小中学校 P T A 連絡協議会	中川西小学校 P T A 副会長	出澤 秀和	
9 中川村総代会	会長	菅沼 公臣	
10 中川村農業委員会	農地利用最適化推進委員	矢澤 正人	
11 中川村民生児童委員 協議会	副会長	松下 春男	
12 長野県伊那建設事務所	所長	川上 学	

事務局等

中川村	村長	宮下 健彦	
地域政策課土地政策係	課長	眞島 俊	
	課長補佐兼土地政策係長	片瀬 雅崇	
	主任主事	春日 瑠介	

計画策定等業務受託者：技建開発株式会社伊那支店

# 中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定検討委員会設置要綱

令和7年9月8日

告示第45号

## (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改定及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画の策定に当たり、広く意見を聴取し、必要な事項を検討するため、中川村都市計画マスタープラン改定及び中川村立地適正化計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 委員会の任務は、中川村都市計画マスタープラン改定案及び中川村立地適正化計画案について、意見を述べ又は提言を行うこととする。

## (組織)

第3条 委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による者
- (3) 都市計画に關係する団体の者
- (4) 村議会議員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その委員が委任する代理人を出席させることができる。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (事務局)

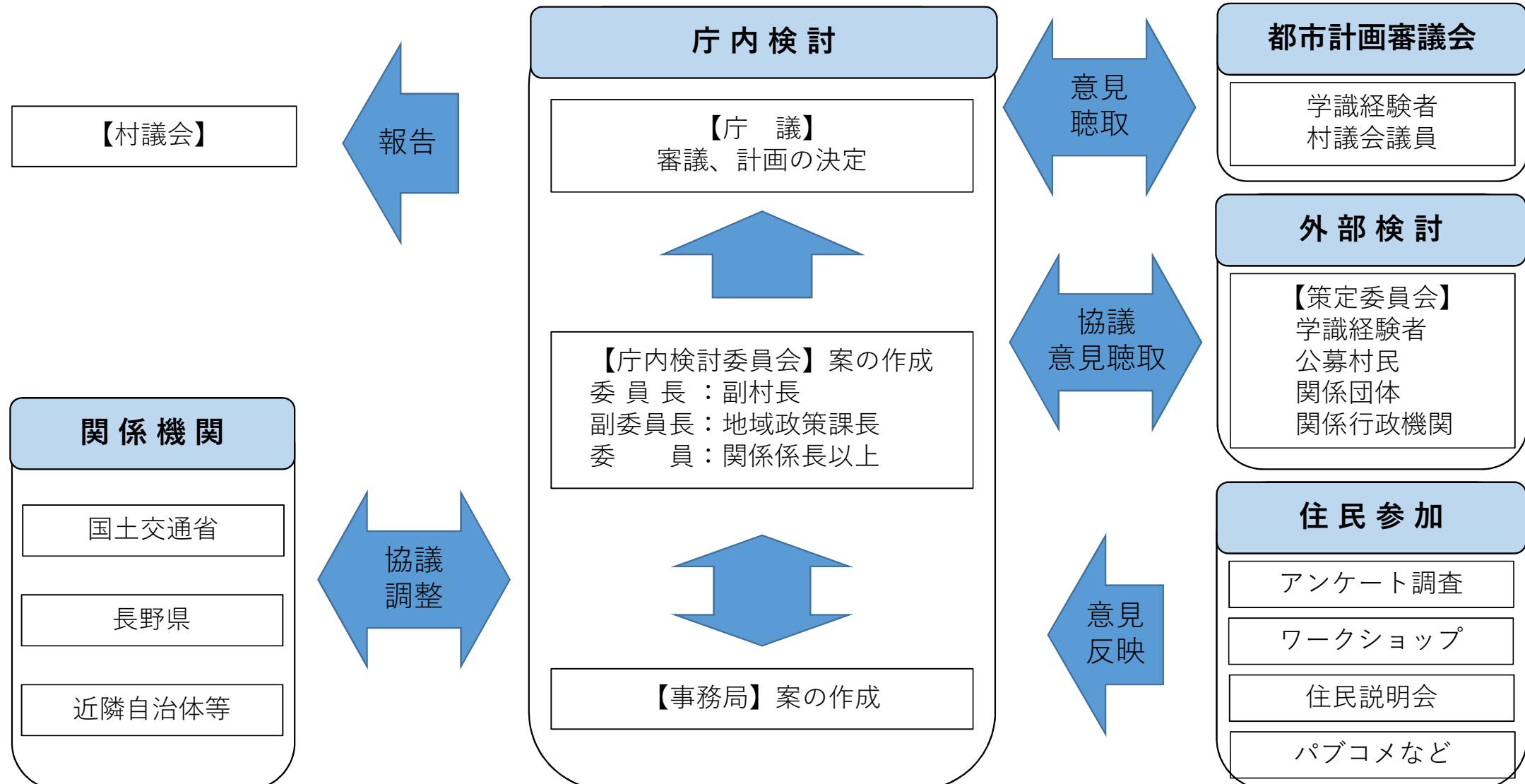
第7条 委員会の事務を処理するため、地域政策課に事務局を置く。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 (招集の特例)  
第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開催する委員会は、村長が招集する。

# 都市計画マスタープラン改定と立地適正化計画策定にかかる体制図



## 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要

### 1. 都市計画マスタープランについて

#### (1) 都市計画とは（都市計画法の目的と基本理念）

- ・都市計画という「まちづくりのルール」を定めることによって、暮らしやすい秩序ある都市をつくることを目指し、そこに住む皆さんが安心して暮らすことができるようになります。
- ・「まちづくりのルール」である都市計画は、農林漁業などとバランスを取りながら、住民の皆さんが健康で文化的な生活を送り、都市の様々な機能が確保できるようにすべきであること、また、そのために適正な制限を行うことで土地の合理的な利用を目指すべきことを基本理念とします。

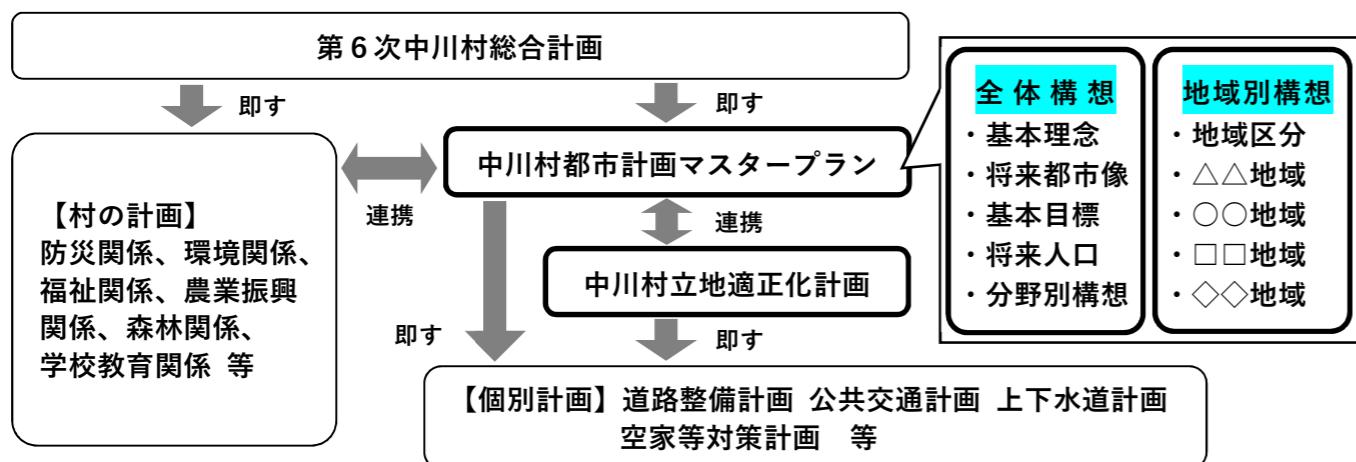
#### (2) 都市計画で定めること

- ・都市計画で定めることは、大きく分けて次の3つがあります。

土地利用に関する計画	住宅地、商業地、工業地、農地、山林などの土地の使い方や配置、建物の建て方などのルールづくり（例：用途地域、特定用途制限地域など）
都市施設の整備に関する計画	道路・公園・下水道などの公共施設の計画的な整備・維持管理（例：道路、公園、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場）
市街地開発事業に関する計画	計画的なまちづくりを具体的に行うための市街地の整備（例：土地区画整理事業、市街地開発事業など）

#### (3) 都市計画マスタープランとは

- ・都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する法定計画で、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といいます。上位計画である「第6次中川村総合計画」が、防災・公共交通、環境、医療・福祉、産業、教育・文化などのあらゆる分野にわたる村の最上位計画であるのに対し、本計画は、都市計画行政に関する長期的な指針となるものであり、概ね20年を計画期間として、都市計画の基本的な方向を示すものです。



- ・本計画は、村全体の総合的なまちづくり方針を定めた「全體構想」と、地域別のきめ細やかなまちづくり方針を定めた「地域別構想」から構成されます。地域別構想の作成においては、住民の皆様に地域の問題点や課題、まちづくりのアイデア等を提案してもらい、主に地域別構想に反映し、村民意向を充分に反映した計画を作成します。
- ・今後、本計画に定められた土地利用や都市施設（道路・公園等）などの方針に基づき、都市計画に関わる個別計画・事業を推進していきます。

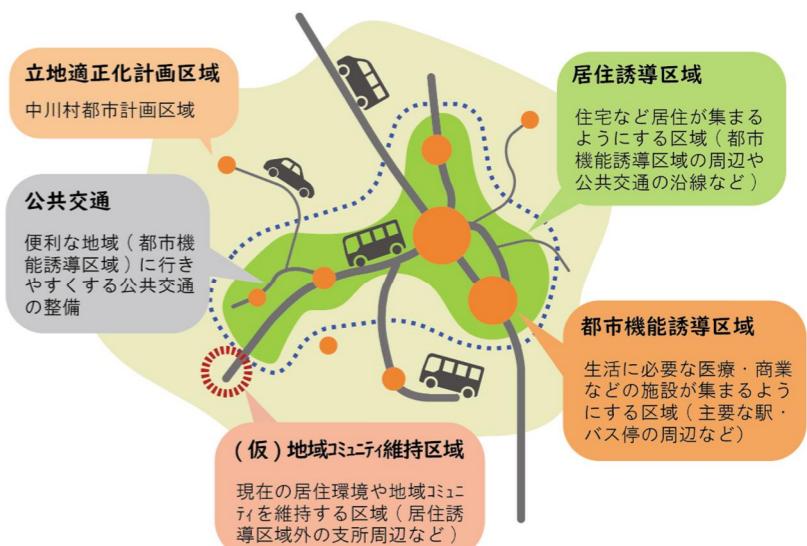
### 2. 立地適正化計画について

#### (1) 立地適正化計画の策定の背景

- ・村の人口は、昭和60年の5,578人をピークに減少が続き、令和2年には4,651人となり、今後も人口減少が進み、令和27年には約2.5割減となる3,400人程度まで減少すると予測されています。
- ・一方で、土地が安価で家を建てやすいなどの理由により、住宅地が郊外へ広がり、まちの拡散が進んでいます。急激な人口減少が見込まれる中で、今後もまちの拡散が続いた場合、低密度なまちになっていくと考えられます。
- ・拡散した低密度なまちでは、インフラ機能を整備・維持するための負担が増えるだけでなく、一定の人口密度により支えられてきた、医療・福祉・商業といった生活サービス等の維持が困難となることや、公共交通が縮小・撤退することなどが想定され、将来、車を運転できなくなった人にとって不便なまちになってしまうと考えられます。
- ・将来にわたって暮らしやすい村であるためには、住宅やバス停などから歩いて回れる範囲内に、生活に必要な医療・福祉・商業施設等がまとまって立地し、公共交通機関によって誰もが無理なく移動できるコンパクトシティと呼ばれるむらづくりが必要となっています。

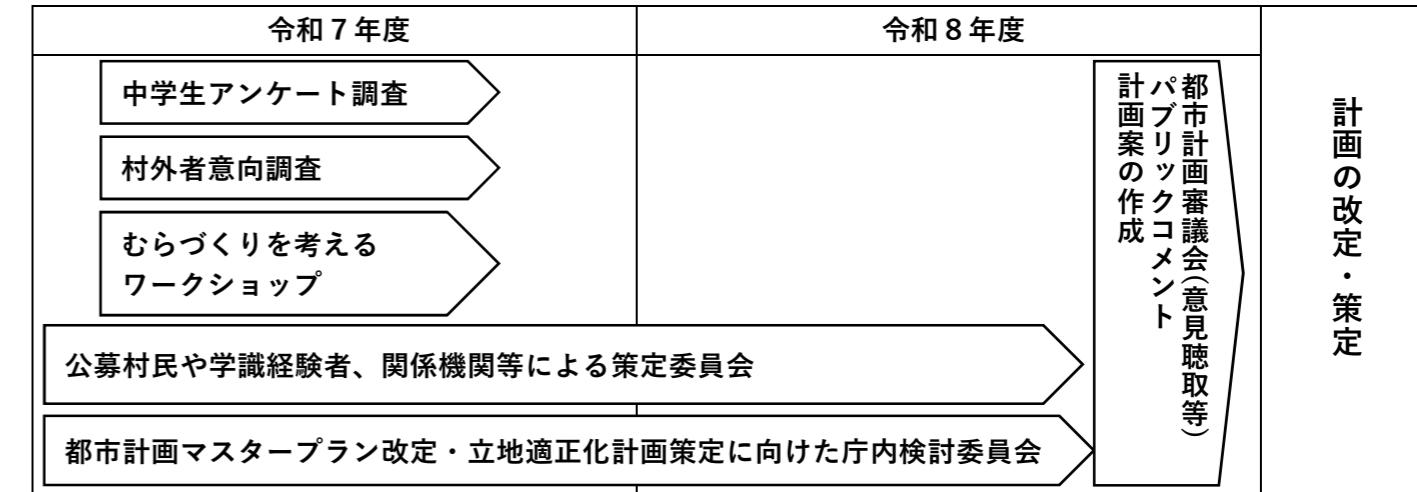
#### (2) 立地適正化計画とは

- ・無秩序に拡大した都市を人口に見合う適正な都市規模とするため、行政・住民・民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組み、持続可能な地域社会を形成していくための計画です。
- ・「立地適正化計画」では、生活に必要な施設の立地状況や公共交通の状況、人口分布などを基に、生活に必要な施設が集まるようになる『都市機能誘導区域』を設定し、その周りに住宅などの居住が集まるようになる『居住誘導区域』を設定します。併せて、区域内への誘導を促進するためを行う施策などを定めます。



<立地適正化計画のイメージ>

### 3. 計画策定スケジュール



# 都 市 計 画 に つ い て

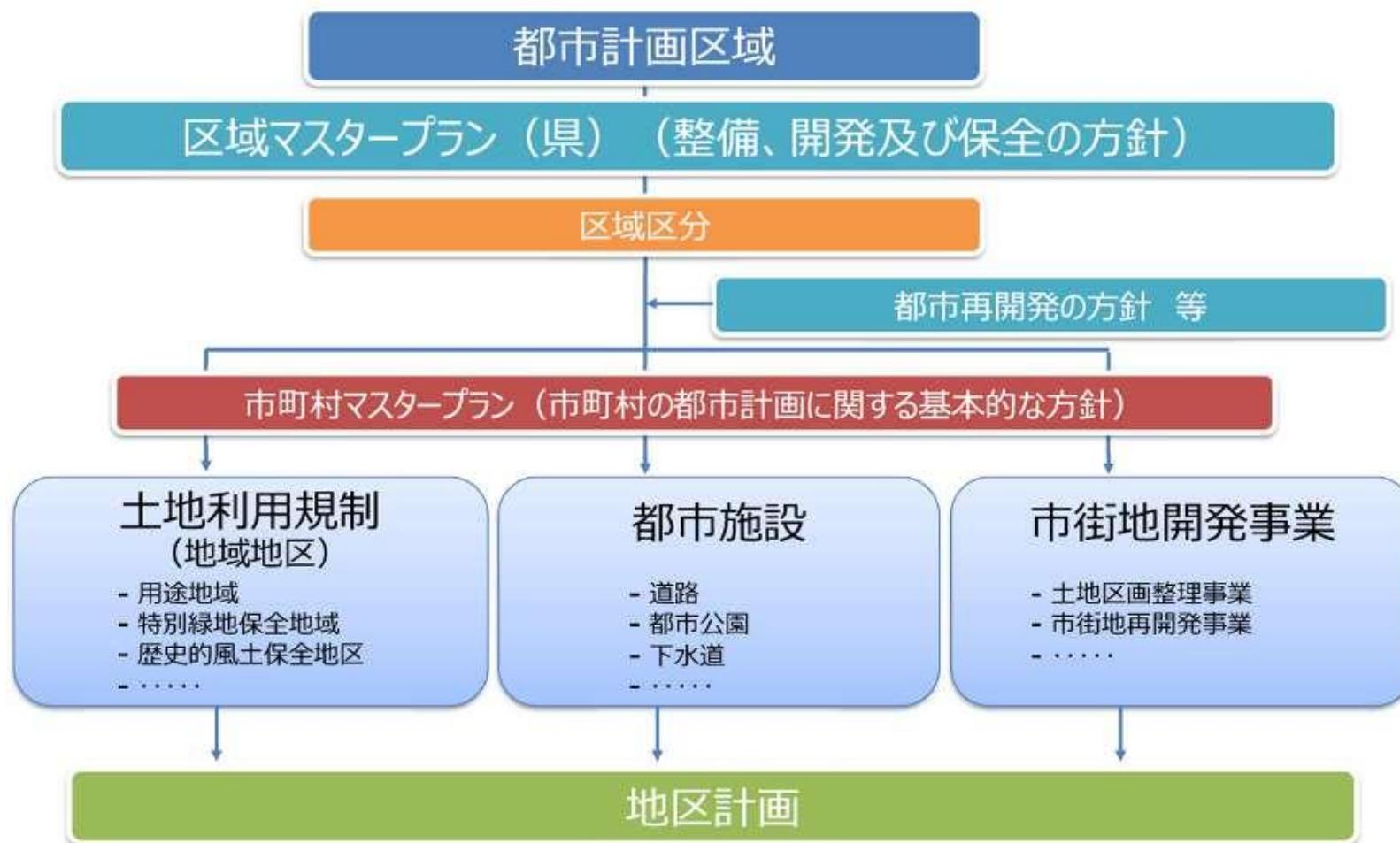
資料 1 – 2

国土計画体系の中での  
都市計画の位置づけ



# 都 市 計 画 に つ い て

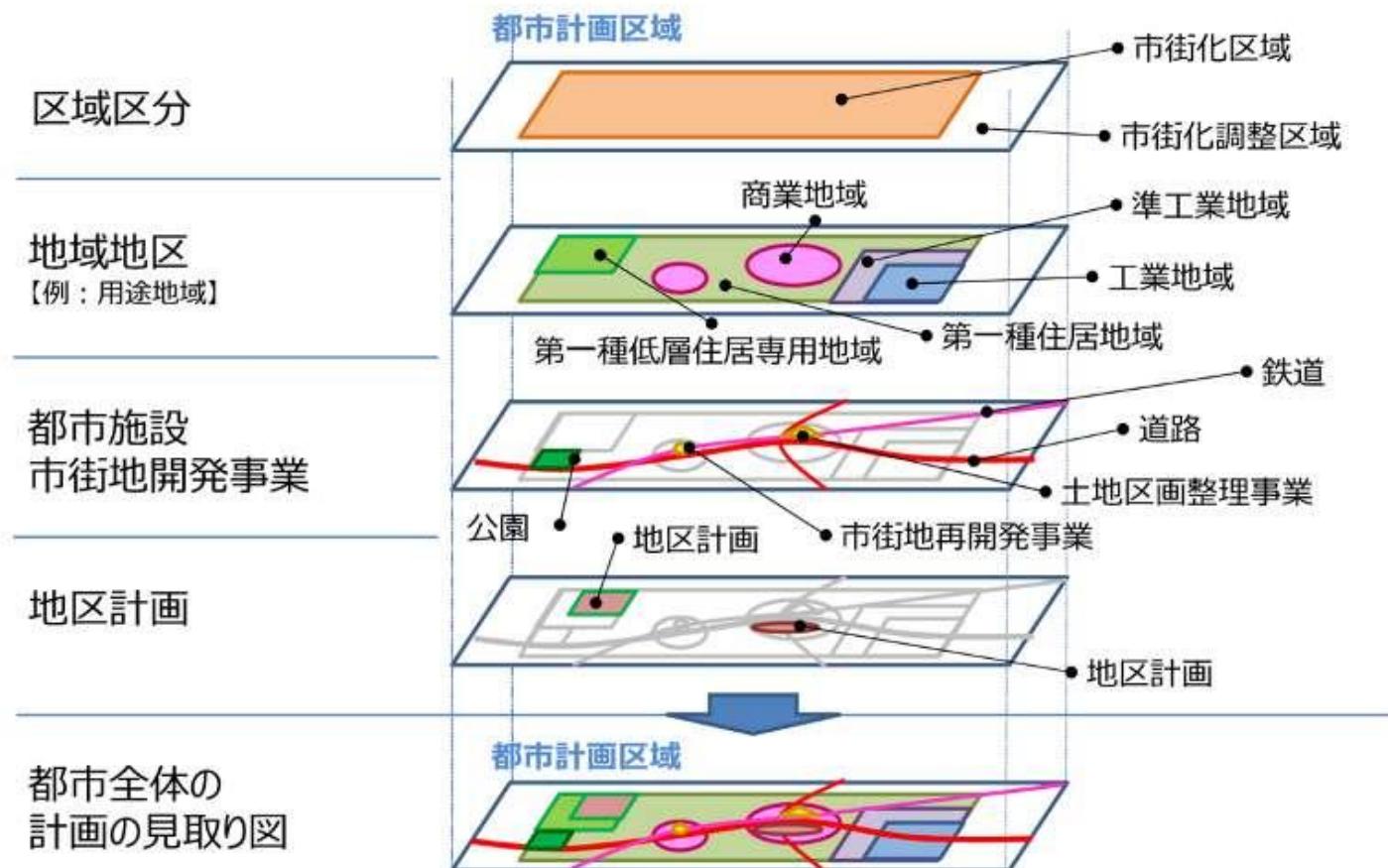
## 【都市計画制度の構造】



出典：国土交通省HP 「都市計画制度の位置づけ」

# 都 市 計 画 に つ い て

## 【都市計画制度の構造】

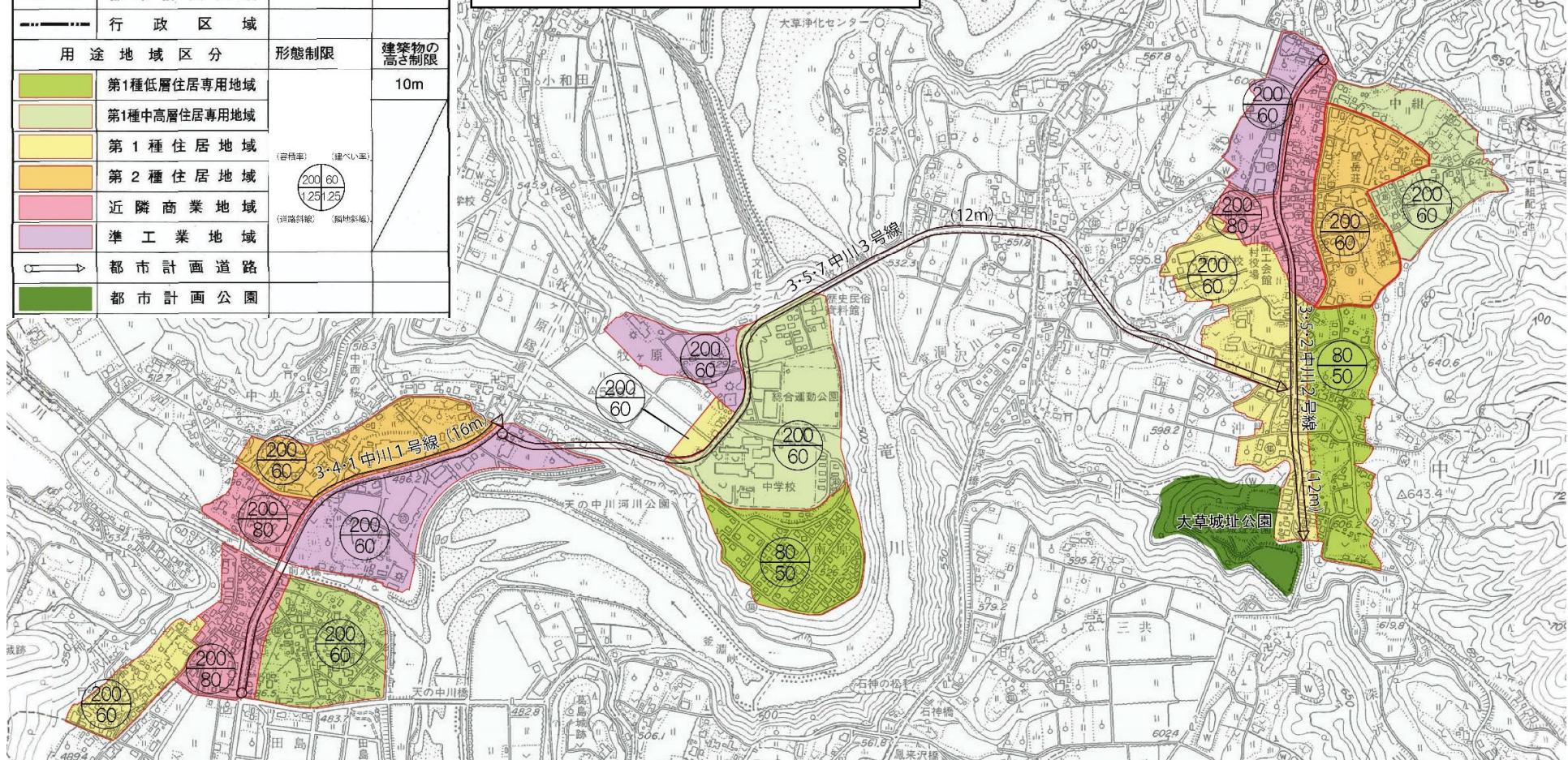


出典：国土交通省HP 「都市計画制度の位置づけ」

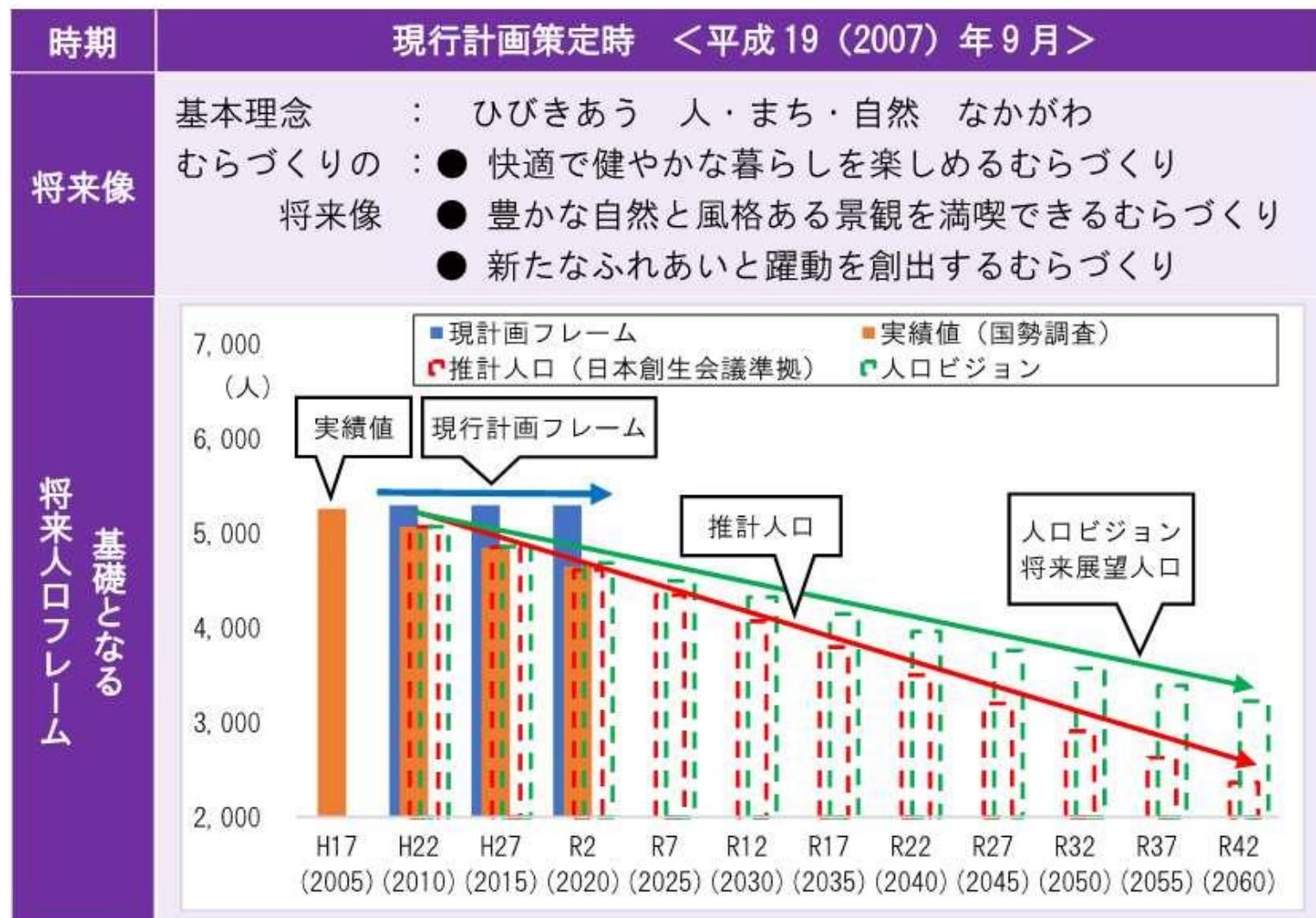
# 都 市 計 画 に つ い て

凡 例		
都 市 計 画 区 域		
行 政 区 域		
用 途 地 域 区 分	形 态 制 限	建 築 物 の 高 さ 制 限
第1種低層住居専用地域		10m
第1種中高層住居専用地域		
第 1 種 住 居 地 域	(容積率) 200 60 125 125 (道路斜線) (隣地斜線)	(建ぺい率) 10m
第 2 種 住 居 地 域		
近 隣 商 業 地 域		
準 工 业 地 域		
都 市 計 画 道 路		
都 市 計 画 公 园		

中川村の用途地域



## ○ 現行計画



## 都市計画マスタープランについて

現行の都市計画マスタープランは約20年前に策定され、当時は「成長」や「拡大」を前提とした施策を描くため、発展を見込んだ計画構成がとられています。

しかし、現在では「持続可能な社会の実現」が大きな課題となり、施策の方向性も「拡大志向」から「身の丈に合った現実的で持続可能なまちづくり」への転換が求められています。

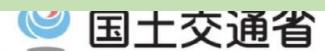


- ✓ 現計画の将来像は継承を基本とする
- ✓ 重要視されていなかった事項の拡充  
(都市防災、ゼロカーボン)
- ✓ 時代の潮流への対応  
(持続可能な社会、グリーンインフラの考え方)
- ✓ 都市計画決定や都市計画事業などを円滑に推進できる計画づくり

# 立地適正化計画について

資料 1 – 4

## コンパクト・プラス・ネットワークによるこれからのまちづくり



### 都市が抱える課題

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地
- 頻発・激甚化する自然災害

### ■ 都市の生活を支える機能の低下

- 人口減少による生活サービス水準の低下

### ■ 地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、生産性の低下

### ■ 厳しい財政状況

- 行政コストの増加

### ■ 都市部での甚大な災害発生

- 被害額の増加、都市機能の喪失

### これからのまちづくり

コンパクト・プラス・ネットワークの  
都市構造による持続可能な  
都市経営の実現

★ 中心拠点だけではなく、身近な生活拠点も重要

★ 強制的な移転ではなく、居住者の選択による誘導

#### Point①

##### 「密度の経済性」の発揮

生活利便性の維持・向上を図りつつ、  
サービス産業の生産性向上、地域経済の活性化を目指す。

#### Point②

##### 「多極ネットワーク型」の都市構造

中心拠点だけではなく、  
身近な生活拠点を公共交通でつなぐ  
多極ネットワーク型の都市構造を目指す。

#### Point③

##### 「ゆるやかな誘導」による政策

インセンティブを講じ、時間をかけて  
ながら市民や民間事業者等と協力して  
居住や都市機能の誘導を目指す

#### Point④

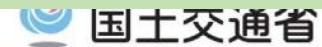
##### 施策間連携と取組の実施

ハード整備のみならず、関係施策と連携し、具体的な取組を実行しながら持続可能なまちづくりの実現を目指す。

出展：国土交通省「令和7年度立地適正化計画に関する全国説明会」資料より

# 立地適正化計画について

## 立地適正化計画の記載事項について



### 主な計画事項の概要

#### 居住誘導区域

- ・人口、土地利用、交通の現状及び将来の見通し
- ・良好な居住環境の確保
- ・公共投資その他の行政運営の効率的な実施
- ・災害リスク

等を踏まえ設定

#### 都市機能誘導区域

- ・商業などが集積する地域等
- ・都市機能が一定程度充実している区域
- ・交通結節点や公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等
- ・都市の拠点となるべき区域

等を踏まえ設定

#### 誘導施設

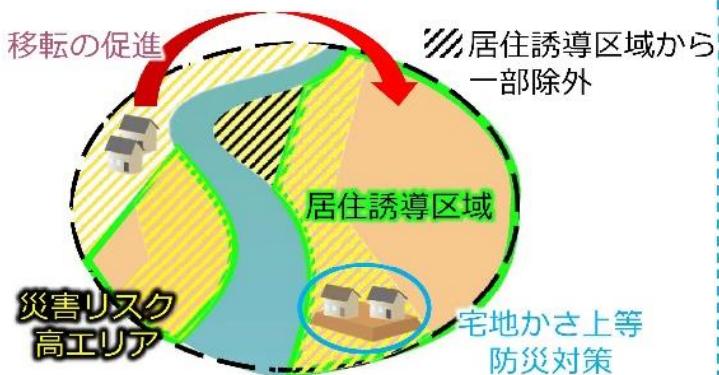
- 都市機能誘導区域には  
誘導施設を定める
- 複数の都市機能誘導区域を設定し、  
各々に誘導施設を設定することも可能



本庁舎、銀行、  
総合福祉センター、  
商行施設、病院、  
文化ホール、  
中央図書館など

#### 防災指針

- 災害ハザードと人口や施設の重複状況を把握した上で、防災まちづくりの目標と取組方針を設定



#### 誘導施策

- ・居住や都市機能の誘導を図るため、財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載
- ・法律に基づく制度や予算補助が活用可能（国からの支援）

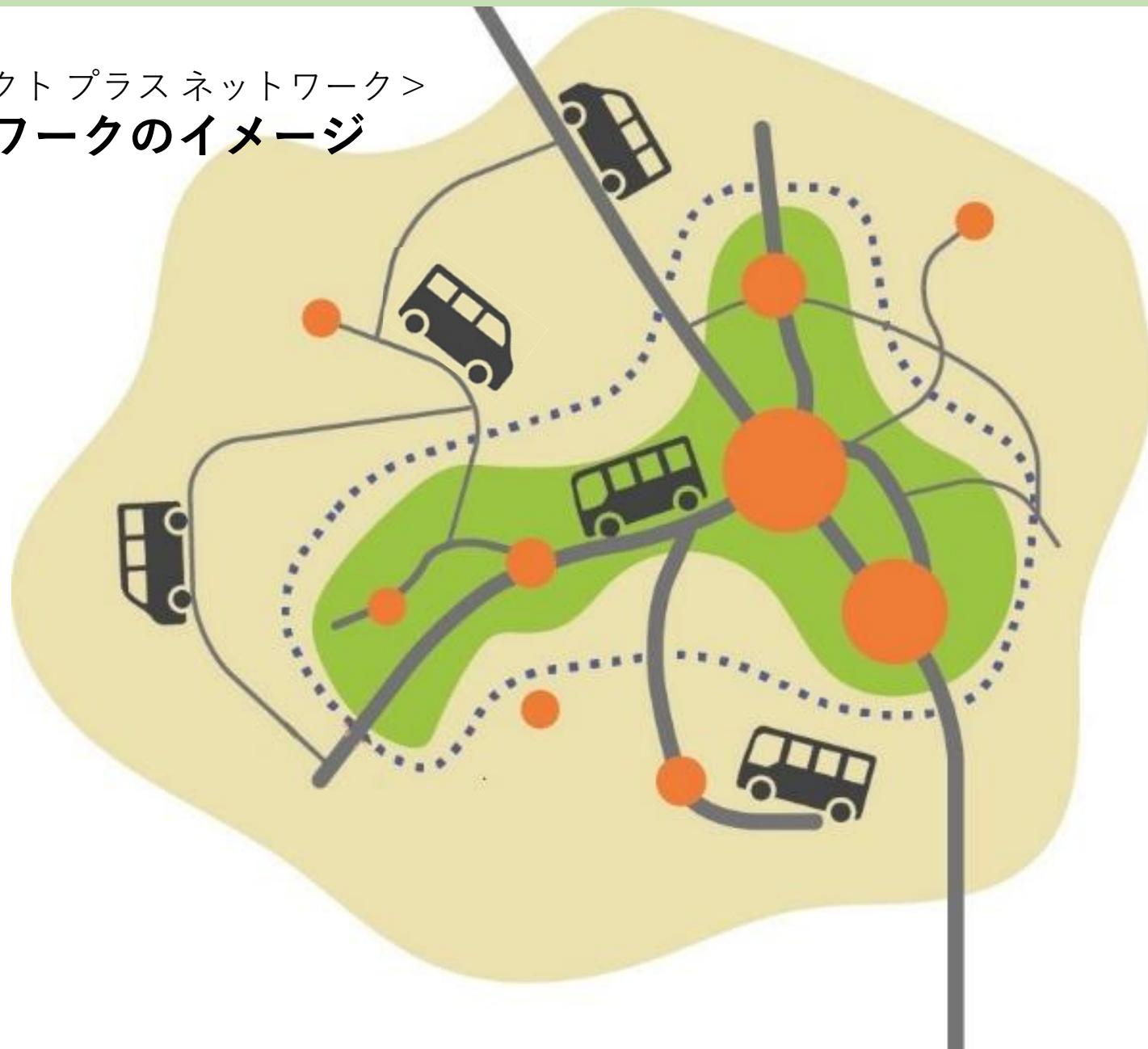
#### その他

- ・目標値
- ・関連する市街化区域外や都市計画区域外の将来像

出展：国土交通省「令和7年度立地適正化計画に関する全国説明会」資料より

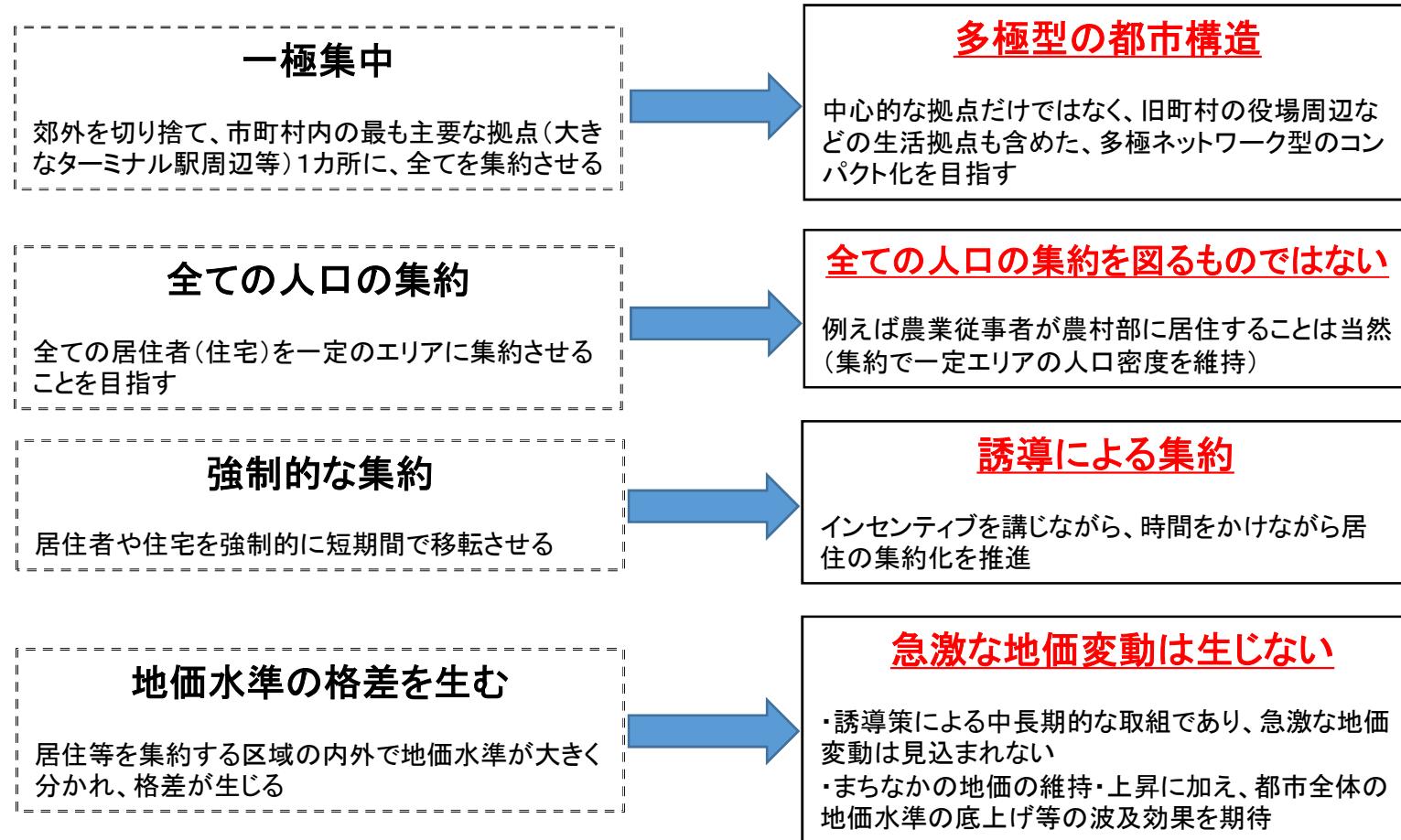
## 立地適正化計画について

<コンパクトプラスネットワーク>  
ネットワークのイメージ



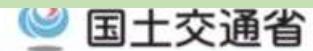
# 立地適正化計画について

## コンパクトシティをめぐる誤解と正しい認識



# 立地適正化計画について

## 居住誘導区域の設定基準（法令）



### 【都市再生特別措置法第81条第19項】

立地適正化計画の区域における

- 人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、
  - 良好的な居住環境が確保され、
  - 公共投資その他の行政運営が効率的に行われる
- ように定める。また、
- 市街化調整区域
  - 災害危険区域（住居の用に供する建築物の建築が禁止されているもの）
  - その他政令で定める区域

については定めない。

※赤字は災害に関連する区域  
(いわゆる災害レッドゾーン)

### 【都市再生特別措置法施行令第30条】

- 農用地区域又は農地若しくは採草放牧地の区域
- 自然公園法の特別地域
- 保安林の区域
- 自然環境保全法の原生自然環境保全地域又は同法の特別地区
- 保安林予定森林の区域、保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区
- 地すべり防止区域（対策が講じられた土地の区域を除く）
- 急傾斜地崩壊危険区域（対策が講じられた土地の区域を除く）
- 土砂災害特別警戒区域
- 浸水被害防止区域

## 中川村都市計画マスター プラン改訂および立地適正化計画策定までの全体工程表（案）

【第1回\_策定検討委員会】

資料 2

## 1. アンケート概要

- ◇目的：「中川村都市計画マスターplan」や「中川村立地適正化計画」等の都市計画策定及び各種施策を検討する際の基礎資料として活用することを目的とした。
- ◇調査概要：①調査対象者・・・住民基本台帳における満18歳以上の村民1,000人  
年齢層の回収数の均衡及び若年層の回収率増進のため、過去のアンケート調査実績を参考に、年齢別配布数を抽出した。  
②調査期間・・・令和6年12月12日～12月23日  
③調査方法・・・ポストへの投函、役場への持参、またはWEB回答にて回収。

## ◇回収結果

回収数・・・305通(30.5%)

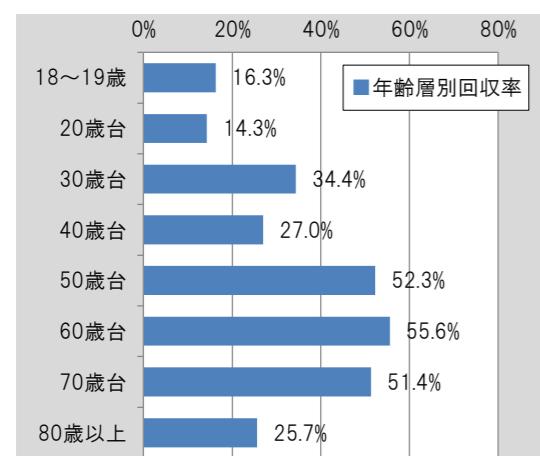
※調査対象の人口3,876人（令和5年12月住民基本台帳人口）において、誤差率±5%、信頼度95%とする場合の標本数は「254」となっており、本調査ではその値を満たす回答数が得られた。

## ◇年齢別回収状況

- 年齢別に回収率を見ると60歳台が55.6%で最も多く、そこから年齢層が下がるごとに回収率も下がる傾向となっている。ただし、年齢層によって配布数を調整していることから、各年代層ともに概ね同等の回収数となっており、それぞれの年代の回答を、同等に扱うことが可能となった。

年齢層	総数		うちWEB回答		
	配布数	回答数	回収率	回答数	回収率
1. 18～19歳	92	15	16.3%	5	33.3%
2. 20歳台	294	42	14.3%	16	38.1%
3. 30歳台	128	44	34.4%	23	52.3%
4. 40歳台	137	37	27.0%	11	29.7%
5. 50歳台	111	58	52.3%	13	22.4%
6. 60歳台	90	50	55.6%	2	4.0%
7. 70歳台	74	38	51.4%	2	5.3%
8. 80歳以上	74	19	25.7%	1	5.3%
無回答		2	—	0	0.0%
計	1,000	305	30.5%	73	7.3%

※構成比は有効回答者数を母数として算出

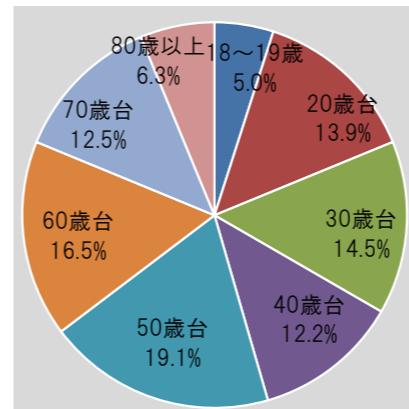


## 2. アンケート集計結果

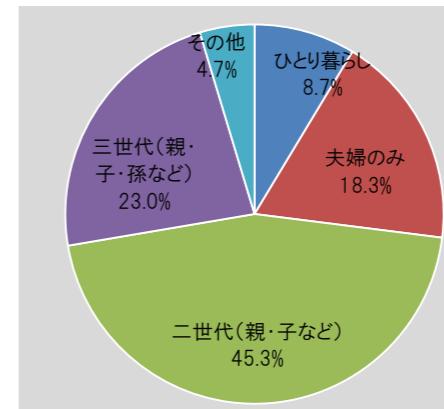
### <回答者属性>

- 年齢は、10歳代、80歳代を除くすべての年齢層の構成比が10%台にあり、均等に回答が得られている。
- 家族構成は、「二世代（親・子など）」が45.3%と概ね半数を占め、「夫婦のみ」が18.3%となっている。
- 職業は、「正規の社員・職員」が34.4%、「無職（家居）」が13.6%、「家事専業」が6.3%で全体の約半数を占め、「非正規雇用者」は21.2%となっている。
- 居住歴は、「他の市町村に住んでいたことがある」が70.2%となっている。中川村への居住期間を聞いたところ、「20～30年未満」「30年以上」の合計は61.4%となっている。
- 住宅種類は「持家（家族名義含む）」が94.7%で最も多くなっている。

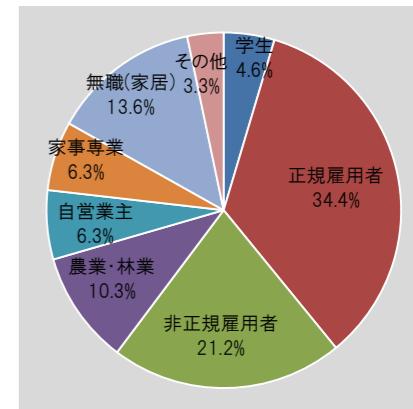
【年齢（問1）】



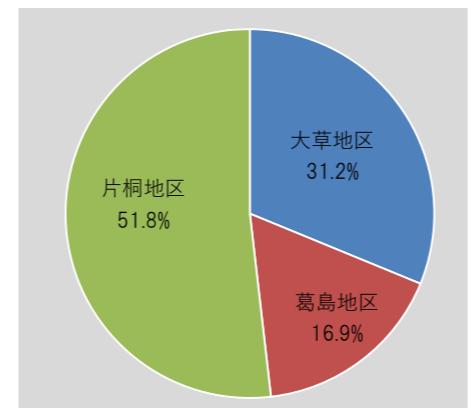
【家族構成（問2）】



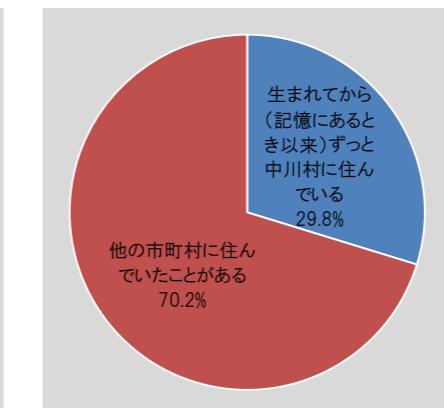
【職業（問3）】



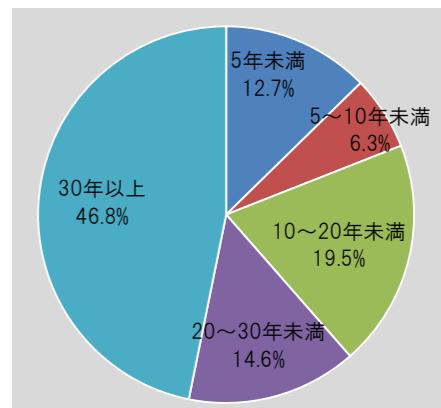
【居住地区（問4）】



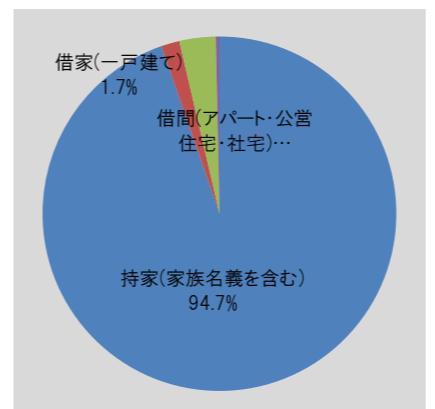
【居住歴（問5）】



<居住期間>



【住宅種類（問6）】

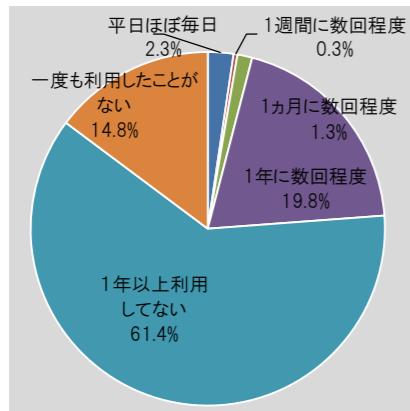


- 回答者の属性は、約6割が「夫婦」や「二世代（親・子）」などの核家族で、約9割が「持家」で暮らしている。
- 「他の市町村に住んでいたことがある」が約7割を占め、居住期間20年以上が約6割を占めていることから、一定数はUターン等により中川村に居住していると思われる。

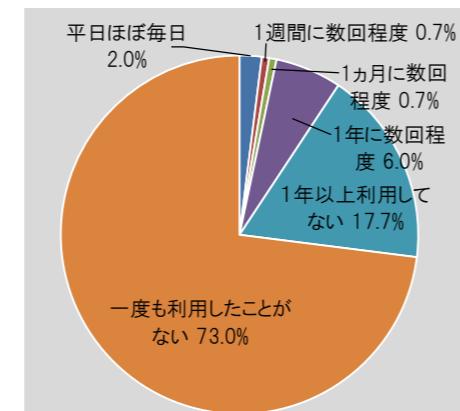
## <公共交通機関の利用状況等>

- JR飯田線の利用頻度は「1年以上利用していない」が61.4%、「1年に数回程度」が19.8%となっている。  
「一度も利用したことがない」との回答も14.8%ある。
- のっチャオの利用頻度は「一度も利用したことがない」が73.0%、「1年以上利用していない」が17.7%で利用者が限られていることが伺える。バス停までの徒歩での所要時間は10分以内が56.9%となっている。  
一方で「分からぬ」の回答も31.3%と高い値を示している。
- チョイソコなかがわについては、「名前も使い方も知っている」が31.7%、「名前は知っているが使い方は知らない」が61.1%となっている。
- 今後の高齢化社会における交通弱者対策として、十分な周知が必要である。

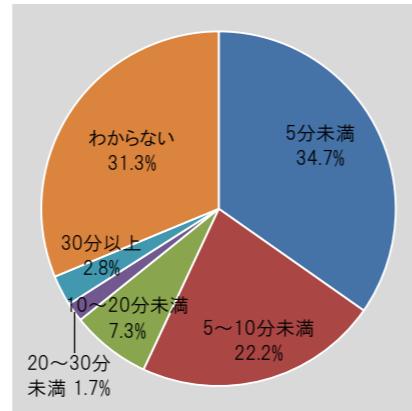
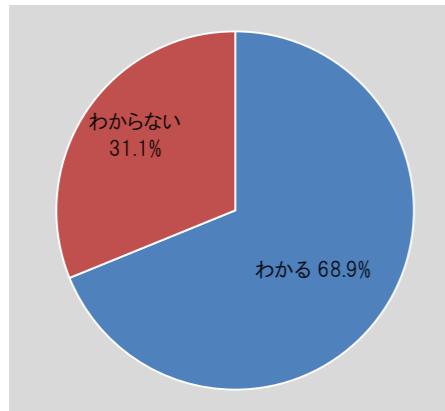
**【JR 飯田線の利用頻度（問 7）】**



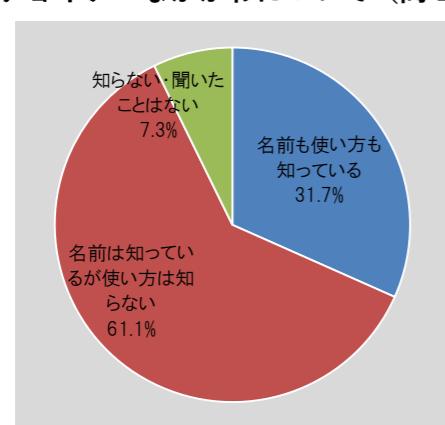
**【のっチャオ（巡回バス）利用頻度（問 8）】**



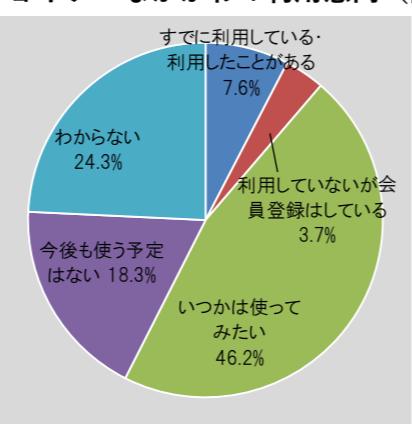
**【最寄りの「のっチャオ」（巡回バス）のバス停について（問 9）（問 10）】**



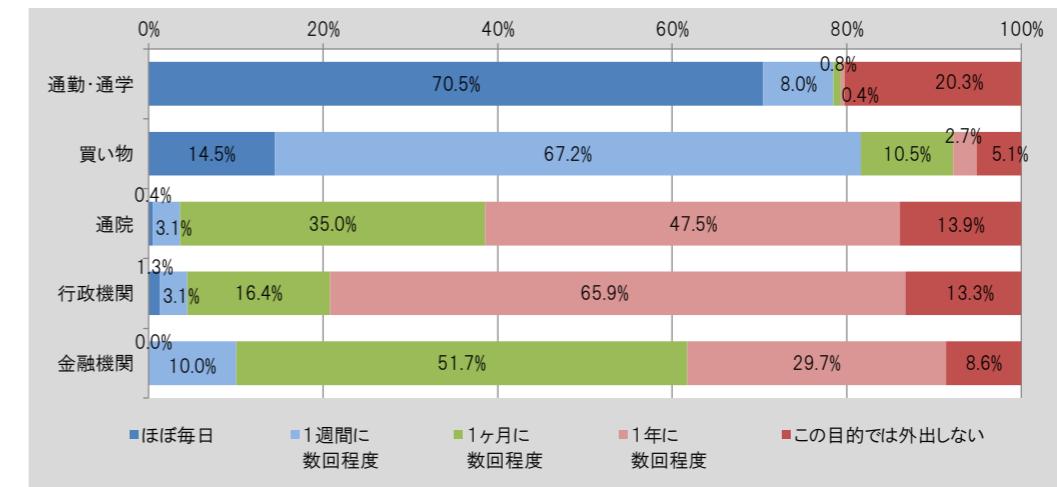
**【チョイソコなかがわについて（問 10）】**



**【チョイソコなかがわの利用意向（問 11）】**

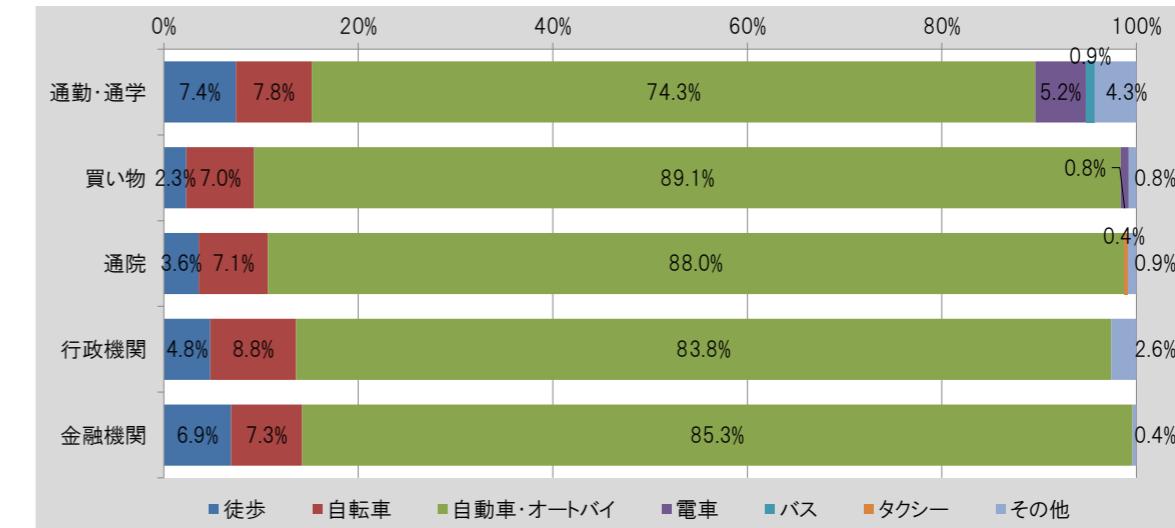


**【日常の移動手段や行動範囲 外出の頻度（問 11）】**



- 外出時の交通手段は、どの外出目的も「自動車・オートバイ」が多くを占めている。また、「徒步」「自転車」との回答も10~15%程度見られる。
- 「電車」「バス」「タクシー」等の公共交通機関の割合は低くなっている。

**【日常の移動手段や行動範囲 交通手段（問 12）】**

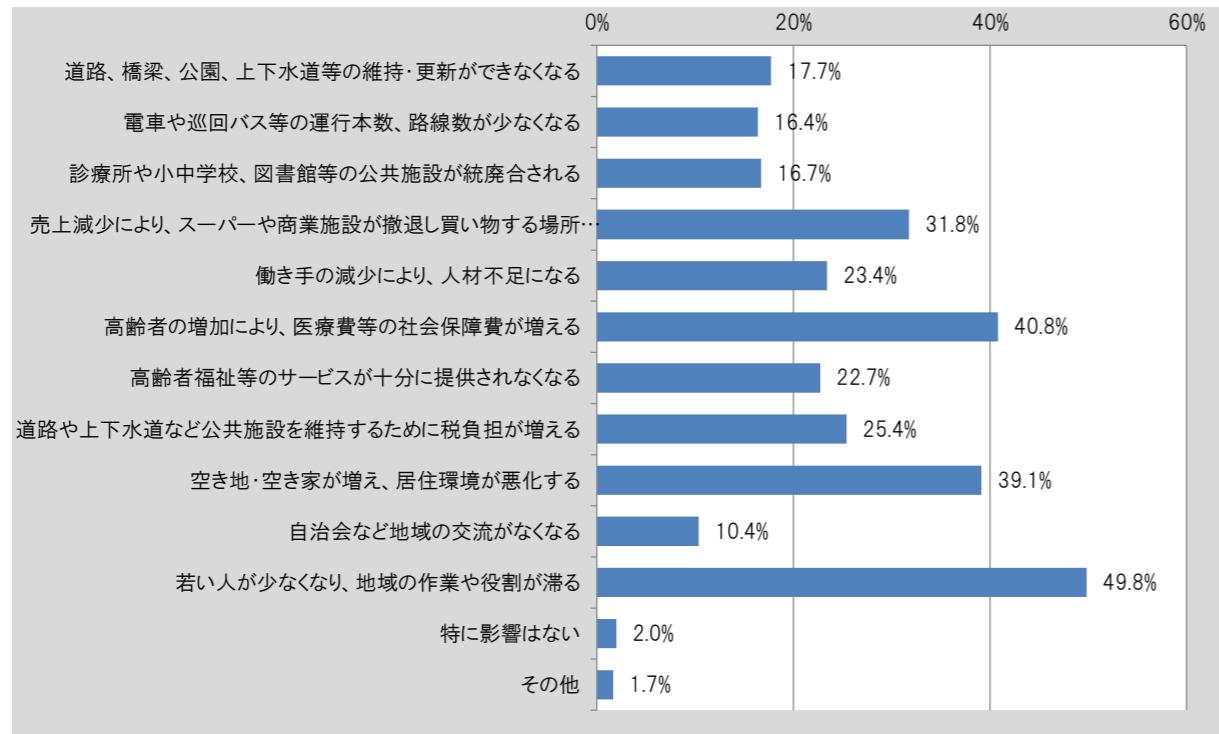


「通勤・通学」では、「自転車・オートバイ」の割合が74.3%であり、また、「電車」との回答も5.2%あり、学生の回答が反映されていると考えられる。

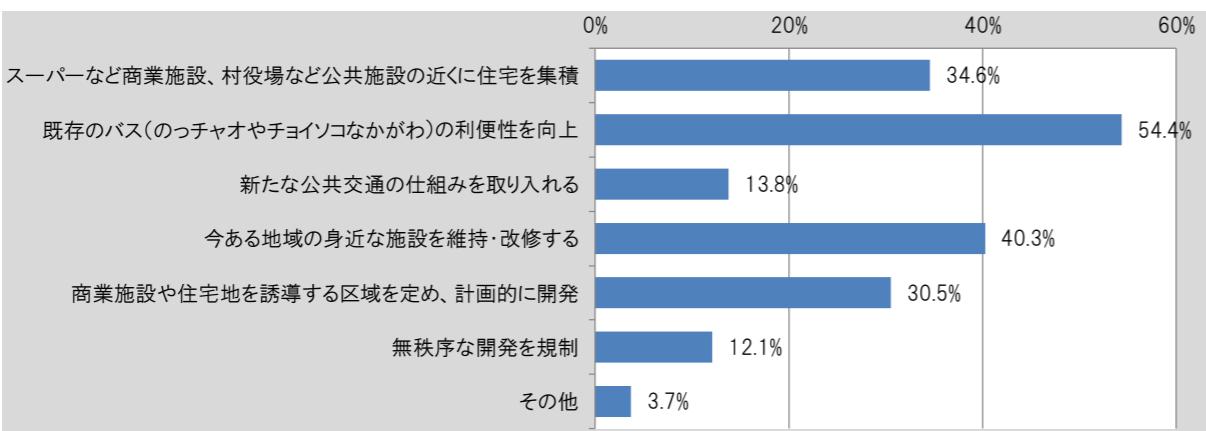
「通勤・通学」以外では「自動車・バイク」が8割以上で、電車・バス・タクシー等の公共交通機関がほとんど使われていない実態となっている。

- 外出の頻度を目的別に見ると「ほぼ毎日」が高いのは「通勤・通学」で70.5%、「1週間に数回程度」は「買い物」が67.2%となっている。

### 【人口減少と高齢化の進展に伴い、影響が及んでくると思われること、不安に思うこと（3つ選択）（問13）】



### 【コンパクトシティを目指す際、重点的に行うべきまちづくり（2つまで選択）（問14）】



コンパクトシティを目指す際、重点的に行うべきまちづくりについては、「既存のバス（のっしゃややしらこなかがわ）を今よりも便利で使いやすくする」が最も多く54.4%の回答となっている。

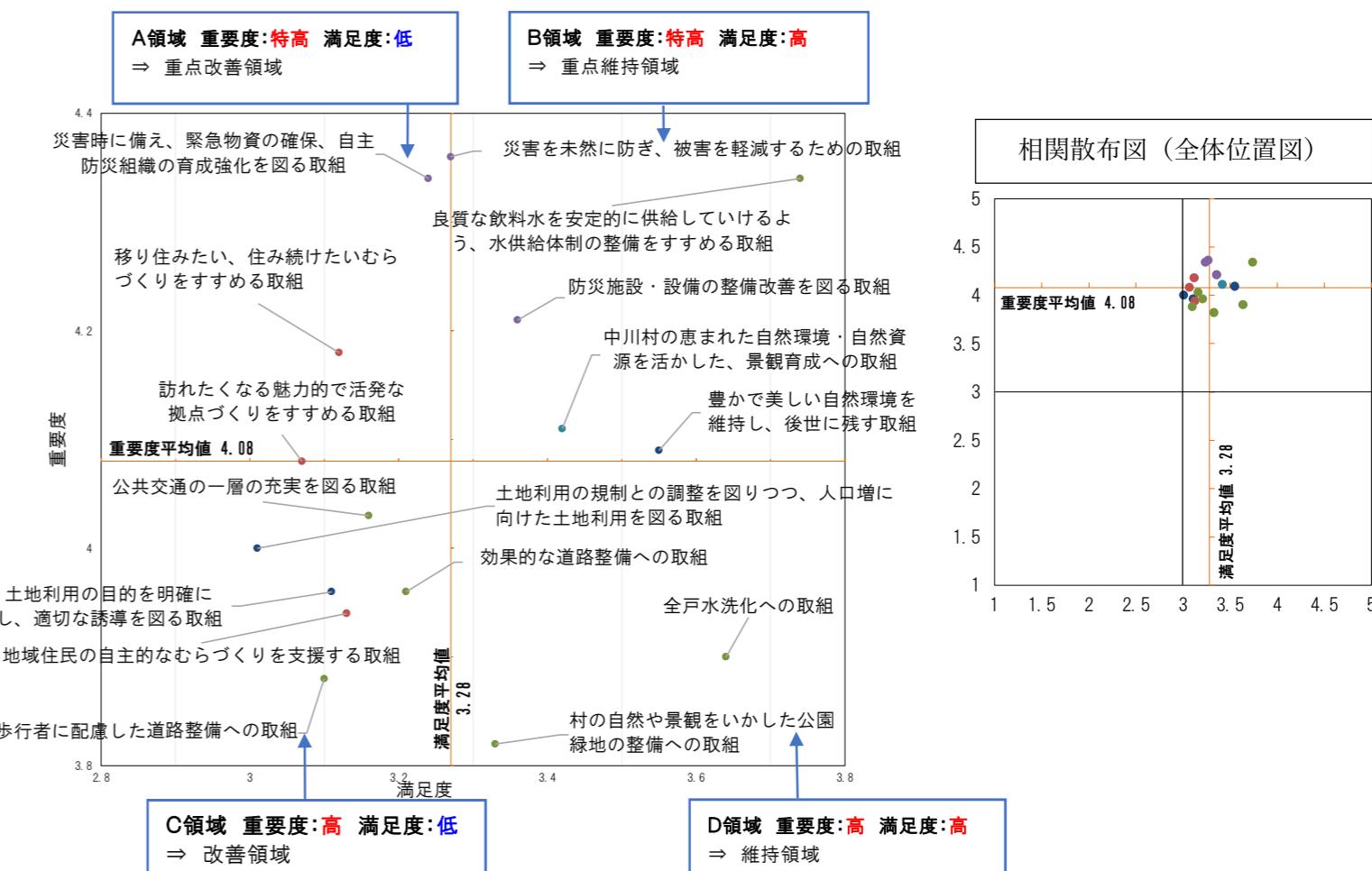
また、「今ある地域の身近な施設を維持・改修する」「スーパーなどの商業施設、村役場などの公共施設の近くに住宅を集積させる」との回答がこれに次いでおり、公共交通の利便を向上させつつ、コンパクトなまちづくりの必要性が認識されている。

### 【まちづくり満足度・重要度（問12）】

- 現在の中川村都市計画マスターplanに示された全体構想における「まちづくりの方針」の各項目について、今の「満足度」を横軸に、今後の「重要度」を縦軸にとり、4つの領域に区分して相関関係を算出した。4つの領域を区分する満足度及び重要度の平均値は、16項目すべての平均値とした。

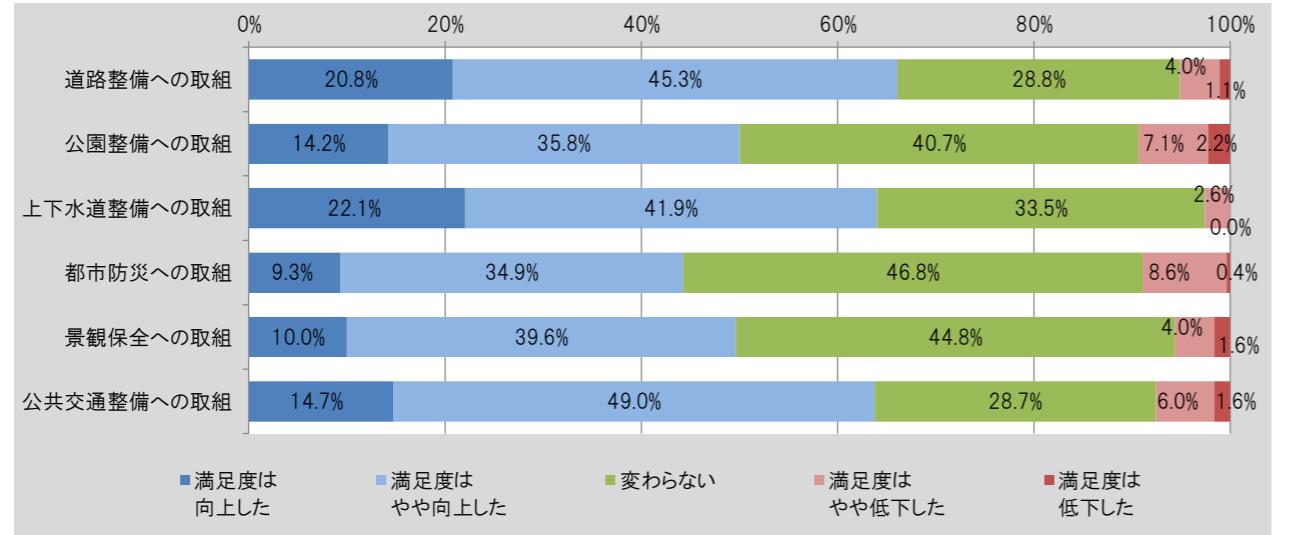
まちづくりの方針	施策の展開	満足度平均	重要度平均	領域
1. 土地利用の基本方向	1 豊かで美しい自然環境を維持し、後世に残す取組	3.55	4.09	B
	2 土地利用の目的を明確にし、適切な誘導を図る取組	3.11	3.96	C
	3 土地利用の規制との調整を図りつつ、人口増に向けた土地利用を図る取組	3.01	4.00	C
2. 市街地整備	4 移り住みたい、住み続けたいむらづくりをすすめる取組	3.12	4.18	A
	5 訪れたくなる魅力的で活発な拠点づくりをすすめる取組	3.07	4.08	A
	6 地域住民の自主的なむらづくりを支援する取組	3.13	3.94	C
3. 都市基盤整備	7 効果的な道路整備への取組	3.21	3.96	C
	8 歩行者に配慮した道路整備への取組	3.10	3.88	C
	9 公共交通の一層の充実を図る取組	3.16	4.03	C
4. 都市防災	10 村の自然や景観をいかした公園緑地の整備への取組	3.33	3.82	D
	11 良質な飲料水を安定的に供給していくよう、水供給体制の整備をすすめる取組	3.74	4.34	B
	12 全戸水洗化への取組	3.64	3.90	D
5. 都市景観	13 防災施設・設備の整備改善を図る取組	3.36	4.21	B
	14 災害を未然に防ぎ、被害を軽減するための取組	3.27	4.36	A
	15 災害時に備え、緊急物資の確保、自主防災組織の育成強化を図る取組	3.24	4.34	A
16 中川村の恵まれた自然環境・資源を活かした、景観育成への取組		3.42	4.11	B
総 平 均		3.28	4.08	

重要度は特に高いものの満足度が低い（A領域）に4項目が該当しており、これらは計画の改定・策定にあたって、優先的に考慮すべき事項と考えられる。回答全体は重要度の、中間点3以上にあるため、村民の関心は高い位置にあると考えられる。



### 【満足度の変化（問 19）】

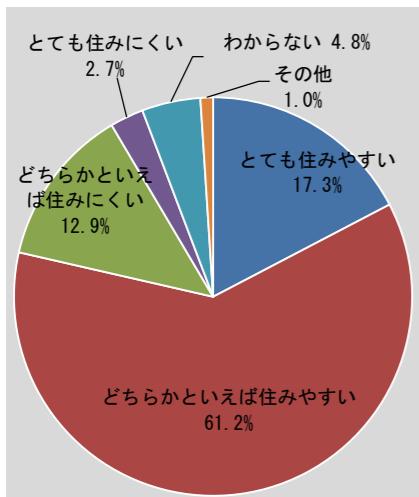
- これまでの都市計画の各施策に関する満足度の変化は、「道路整備への取り組み」「上下水道整備への取り組み」「公共交通整備への取り組み」については 60%以上が「満足度は向上した」「満足度はやや向上した」と回答している。
- 「公園整備への取り組み」「都市防災への取り組み」「景観保全への取り組み」は、「満足度は向上した」「満足度はやや向上した」との回答は 50%以下となっている。



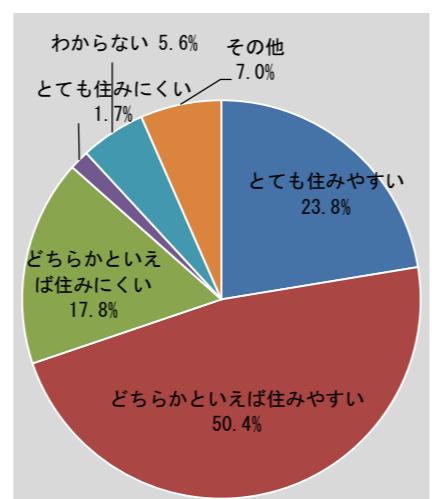
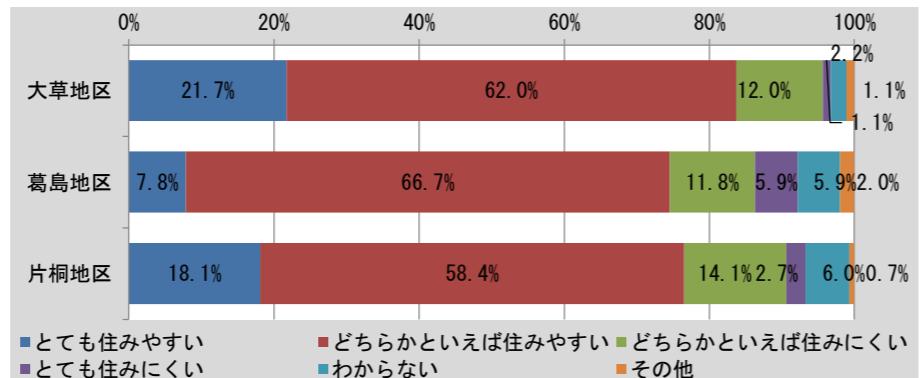
### 【村の住み心地（問 20）】

- 村の住み心地は、「とても住みやすい」が 17.3%、「どちらかといえば住みやすい」が 61.2%と約 8 割が住みやすいと回答している。
- 地区別では葛島地区の「とても住みやすい」が他の地区と比べて低くなっている。

【住みやすさ 全村調査結果】



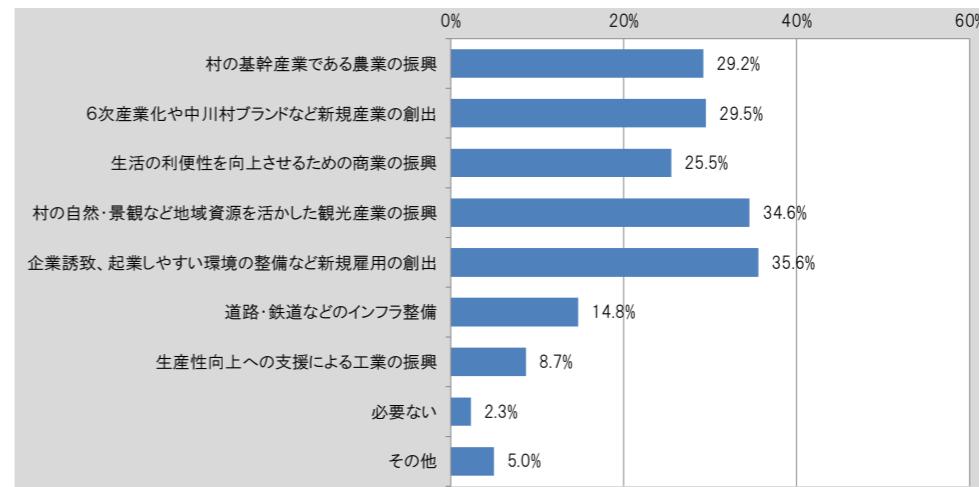
【住みやすさ 地域別調査結果】



- 平成 27 年度に実施した調査と比較すると、「とても住みやすい」は 23.8%から 17.3%に減少しているが、「どちらかといえば住みやすい」が 50.4%から 61.2%に増加している。
- その結果、住みやすいと感じている回答者は、74.2%から 78.5%に増加している。
- 「どちらかといえば住みにくい」「とても住みにくい」の合計は、19.5%から 15.6%に減少している。

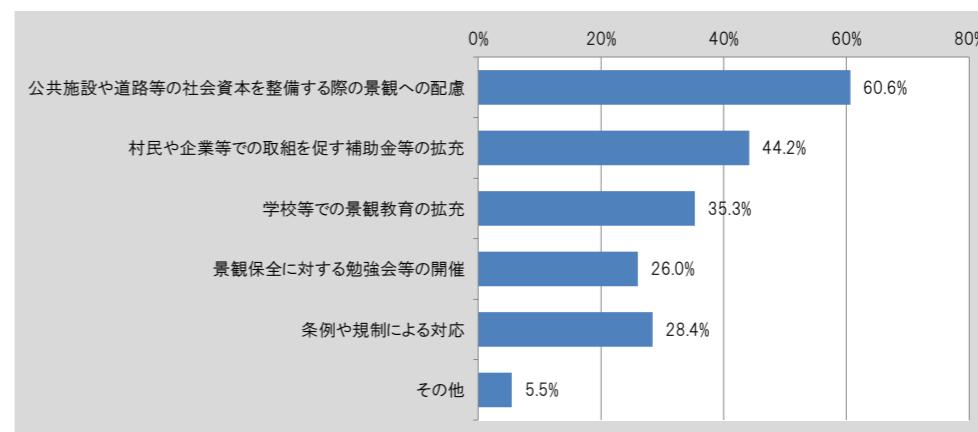
### 【地域経済活性化のために重要なこと（問 21）】

- 村の地域経済を活性化させるためには、「村の自然・景観など地域資源を活かした観光産業の振興」「企業誘致、起業しやすい環境の整備など新規雇用の創出」が必要との回答が多く、これに次いで「6 次産業化や中川村ブランドなど新規産業の創出」「村の基幹産業である農業の振興」となっている。



### 【今後、景観を保全するために必要と思われる対策（問 22）】

- 景観を保全するためには、「公共施設や道路等の社会資本を整備する際の景観への配慮」が 60.6%と最も多く、次いで「村民や企業等での取組を促す補助金等の拡充」「学校等での景観教育の拡充」の順となっている。



### 3. 自由記述（問 23）

- 自由記述には、多岐にわたって多くの意見が寄せられている。
- 頻出語を見ると、「企業誘致」「人口減少」「住みやすい」「空家」「景観」といった言葉が多く、これらに村民の関心が集まっていることが分かる。
- また、各言葉の関連性を見ると、特に、「企業誘致」と「若者」「人口減少」「住む」が関連付けられており、人口減少対策として若者の定住が必要であるが、そのためには、働く場としての企業誘致が重要であると考えていることが伺える。
- また、「景観」とは、「自然」「大切」「必要」といった語句が関連付けられており、中川村の自然を中心とした景観は大切な物であり、村には必要不可欠であるとの認識が読み取れる。

